

(案)

番 号
平成 年 月 日

都道府県労働局長 あて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

第12次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成25年3月5日付け雇児発0305第1号「第11次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が平成27年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、平成28年度から30年度までの3年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として3年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものと

すること。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第12次最低工賃新設・改正計画(平成28年4月～平成31年3月)

局 名	平成28年 4月1日 現 在 最低工賃 見込件数	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		件 名		件 名		件 名	
01 北海道	2	男子既製服(廃止)	1	和服裁縫(改正)	1		
02 青 森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(廃止)	1	男子・婦人既製服(改正)	1
03 岩 手	2	婦人・男子既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
04 宮 城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1		
05 秋 田	2			男子服・婦人服・子供服(改正)	1	通信機器用部分品(廃止)	1
06 山 形	1			男子・婦人既製服(改正)	1		
07 福 島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)	1
08 茨 城	3	婦人・子供既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子既製洋服(廃止)	1
09 栃 木	2	電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1		
10 群 馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
11 埼 玉	5	革靴(改正)	1	電機機械器具(改正) 紙加工品(改正)	2	足袋(改正) 縫製(改正)	2
12 千 葉	1					婦人既製洋服(廃止)	1
13 東 京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	紙加工品(改正)	1
15 新 潟	5	洋食器・器物(改正)	1	作業工具(廃止) 十日町織物(廃止)	2	男子・婦人既製洋服(改正) 横編ニット(改正)	2
16 富 山	4	ファスナー加工(改正) 電気機械器具(改正)	2	ニット(改正)	1	玉軸受(廃止)	1
17 石 川	1	横編ニット(廃止)	1				
18 福 井	2			衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1
19 山 梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)	1
20 長 野	2			電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
21 岐 阜	3			男子既製洋服(改正) 婦人服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1
22 静 岡	5	車両電気配線装置(改正)	1	紙袋(改正)	1	広幅綿・スフ織物(廃止) 広幅綿・スフ織布(廃止) 別珍・コール天織布(廃止)	3
23 愛 知	3	毛織物(廃止)	1	車両電気配線装置(改正)	1	がん具花火(改正)	1
24 三 重	1					車両電気配線装置(改正)	1
25 滋 賀	2			下着・補整着(廃止)	1	高島地区綿・スフ織物・ねん糸(廃止)	1
26 京 都	2	紙加工品及び印刷・同関連産業(改正)	1	丹後地区絹織物業(改正)	1		
27 大 阪	3	婦人既製洋服(廃止)	1	横編ニット(廃止)	1	男子既製洋服(改正)	1
28 兵 庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止) 綿・スフ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正) 靴下(改正)	2
29 奈 良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥 取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1		
32 島 根	3	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
33 岡 山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34 広 島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正) 毛筆・画筆(改正)	2
35 山 口	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・学校服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
36 徳 島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1			縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1
37 香 川	1			手袋・ソックスカバー(改正)	1		
38 愛 媛	1			タオル(改正)	1		
39 高 知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福 岡	2			婦人服(改正)	1	男子服(廃止)	1
41 佐 賀	3	男子既製洋服(廃止)	1	婦人既製服(改正)	1	陶磁器(改正)	1
42 長 崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(改正) 婦人既製洋服(廃止)	2
43 熊 本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	縫製(廃止)	1
44 大 分	2			衣服(改正) 電気機械器具(改正)	2		
45 宮 崎	3			男子既製洋服(改正) 婦人既製洋服(改正)	2	内燃機関連電装品(改正)	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47 沖 縄	1					縫製(改正)	1
合 計	112		30		44		41

(注)各年度の最低工賃の件数は平成28年2月29日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

